

レセ電通信調 22009 号
平成 22 年 10 月 1 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会レセプト電算部

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

このことにつきましては、平成 22 年 9 月 7 日付け保医発 0907 第 5 号により「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部が改正されたことから、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」（調剤用）が変更され、本日、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでご連絡します。

なお、当該記録条件仕様の変更点は、別添のとおりです。

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」の一部改正について

別添 1 - 4 オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）

1 第1章の3の(4)のイ レセプト共通レコード中

医療機関名称・所在地	コード	都道府県	数字	2	可変	1 医療機関の所在する都道府県コード（別表2）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	平成22年10月調剤（11月請求）分（平成22年9月以前に交付された処方せんによる調剤分を除く。）からは記録を必須とする。
		点数表	数字	1	可変	1 医療機関が使用する点数表コード（別表3）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
		医療機関	数字	7	可変	1 医療機関について定められた医療機関コードを記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	

」

を

医療機関名称・所在地	コード	都道府県	数字	2	可変	1 医療機関の所在する都道府県コード（別表2）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
		点数表	数字	1	可変	1 医療機関が使用する点数表コード（別表3）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
		医療機関	数字	7	可変	1 医療機関について定められた医療機関コードを記録する。 <u>なお、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定する医療機関については、「999999」の7桁を記録する。</u> 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	

」

に改める。